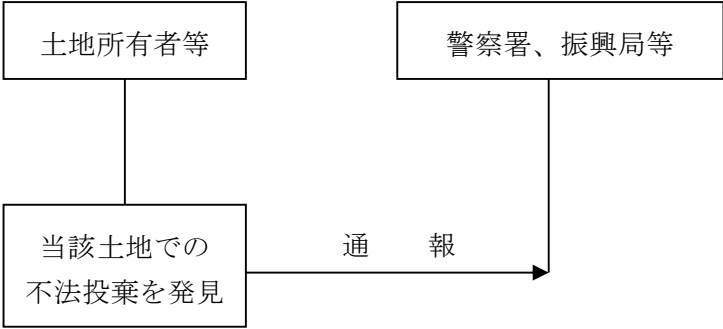


1 1 福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例

〔土地所有者等による関係機関への通報〕（第43条）

<p>条例の趣旨</p>	<p>産業廃棄物等の適正な処理の促進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、産業廃棄物処分業者、産業廃棄物処理施設の設置者等の講ずべき措置その他必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を保全し、もって美しい福島の環境を未来の世代へ継承する。</p>
<p>通報の必要な場合</p>	<p>所有し、占有し、又は管理する土地において不法投棄が行われたことを知ったとき</p>
<p>通報先</p>	<p>最寄りの警察署、地方振興局県民環境部（県民）環境課、市役所、町村役場</p>
<p>担当機関</p>	<p>本庁 生活環境部 産業廃棄物課 出先 地方振興局 県民環境部（県民）環境課</p>
<p>手続きフローチャート</p>	 <pre> graph TD A[土地所有者等] --- B[当該土地での不法投棄を発見] B -- 通報 --> C[警察署、振興局等] </pre>
<p>備考</p>	<p>①所有等をしている土地に廃棄物が不法投棄されないように、適正な管理に努めること。 ②所有等をしている土地に不法投棄が行われたときは、廃棄物の撤去や流出防止措置、再発防止のため車が容易に進入できないようにする車止めの設置、ロープを張る等の措置の中で可能な措置をするよう努めること。 ③不法投棄を未然に防止するため県が講じる措置に協力すること。 ※中核市（福島市、郡山市、いわき市）については「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」が適用されません。</p>